

平成26年1月から水道料金を平均約10%値下げ

加西市は、平成26年1月から水道料金の基本料金と使用水量に応じてお支払いいただく従量料金を、家庭用・業務用など全ての用途を平均して、約10%値下げしました。2年前の料金改定とあわせて約20%の値下げになります。

■改定内容について

- ①家庭用の基本水量を2か月あたり16m³から10m³に引き下げました。
- ②基本料金・従量料金のすべての単価を値下げしました（平均約10%の値下げ）。

旧料金（2か月につき）

区分	基本料金 0～16m ³	従量料金（1m ³ 当たり）				
		17～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～100m ³	101m ³ ～
家庭用	2,500	155	188	213	247	282

新料金（2か月につき）

区分	基本料金 0～10m ³	従量料金（1m ³ 当たり）				
		11～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～100m ³	101m ³ ～
家庭用	1,410	141	169	199	231	263

※家庭用以外の料金表は5ページをご覧ください。

■ご家庭の水道料金が安くなります

水道料金は基本料金と使用水量に応じてお支払いいただく従量料金で決まります。また、使用水量ごとに従量料金が決まっているため、ご家庭の使用状況により、今回の値下げの率（額）はそれぞれ違います。

ケース1

2か月で10m³使用の場合



例) 1人住まい

2か月で1,140円安くなります。

ケース2

2か月で40m³使用の場合



例) 4人家族
(使用水量の少ない家庭)

2か月で710円安くなります。

ケース3

2か月で80m³使用の場合



例) 6人家族

2か月で1,340円安くなります。

※消費税5%込みで計算しています。

(使用水量の目安) 例えば・・・

○加西市の一人一日当たりの平均使用水量は約188ℓです。2か月で1家庭当たり約35m³になります。

○1分間水の出しっぱなし 0.012m³ (12ℓ)

○湯船いっぱい 約0.3m³ (300ℓ)

■水道料金の安さは北播で3番目

加西市には、水源となる大きな河川がなく、兵庫県などから水道水を買っています。また、市の面積に比べて水道を使う人も少ないという状況から、他市に比べ水道料金は割高となっていますが、今回の料金値下げにより2か月で40m³を使用した場合、北播6市町中で3番目となりました。

※家庭用で40m³/2か月
使用した場合

近隣地区の水道料金比較

順位	地区名	水道料金(税込)
1	A	5,040円
2	B	5,250円
3	加西市(新料金)	6,510円
4	C	6,825円
5	D	7,119円
6	E	7,350円

【問合せ】 上下水道お客さまセンター ☎428795 FAX424545
業務管理課 ☎428791 FAX42558 gyomu@city.kasai.lg.jp

下水道に衣類などを流さないでください

最近、衣類などが下水道へ流れ込み、マンホール内のポンプが詰まる故障が多発し、高額な修繕費が必要となっています。下水道は何でも流せるものではありません。

ルールを守らないと下水道管が詰まったり、ポンプが壊れてしまったりして、みんなが迷惑します。日常生活に欠かせない下水道を快適に利用できるよう、より一層のご協力をお願いします。

下水道へ流せないものと下水道管への影響

▼必ずトイレトーパーを使いましょう。

→下水道管が詰まってしまう。

▼天ぷら油やサラダ油などの廃油を流さない。

→下水道管が詰まってしまう。

▼ガソリンやシンナーなど揮発性の高いものは流さない。→爆発する恐れがあります。



※写真はポンプ場で異常があり、点検したときの写真です。

左) 衣類等が詰まって動かなくなったポンプ

右) 詰まっていた衣類(紙おむつ)

漏水にご注意ください

最近、宅内の水道配管の老朽化等により漏水が多発しています。長い期間、漏水に気づかないケースも見受けられます。漏水の早期発見のために、日頃から検針のお知らせや水道メーターの確認をお願いします。

敷地内で見えない所での漏水は、次の方法で調べましょう。

(漏水の発見方法)

①宅内の蛇口を全部閉めてください。

(散水栓、給湯器、水洗トイレなどからも水が出ていないことを確認してください)

②メーターボックスの中の水道メーターのふたを開けてください。パイロットマークが、少しでも回転していれば宅内のどこかで漏水している可能性があります。

③漏水箇所がわからなくても、漏水していることが確認できた場合は、加西市の水道事業指定給水装置工事業者（市ホームページに掲載）へ調査・修理を依頼してください。



パイロットマーク

水道メーターを含む道路側の水道施設は加西市が管理しますが、宅内側の水道施設はお客さまの管理となります。宅内側で発生した漏水に係る水道料金及び修理費用はお客さまのご負担になります。

■漏水時の料金減免制度について

漏水していた場合、早期に修繕いただき、大切な水道水を少しでも節約することを目的として、料金減免制度を設けています。水道メーターより宅内側で漏水していた場合などは料金が減免となることがあります（ただし、蛇口の閉め忘れ等お客さまの不注意による場合は、減免の対象となりません）。

【問合せ】 上下水道お客さまセンター ☎428795 FAX424545
業務管理課 ☎428791 FAX42558 gyomu@city.kasai.lg.jp
上下水道課 ☎428796 FAX42558 suido@city.kasai.lg.jp